

# **第五種共同漁業権遊漁規則**

**内共第8号**

**令和7年7月15日施行**

**根尾川筋漁業協同組合**

## 根尾川筋漁業協同組合内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

### (目的)

第1条 この規則は、根尾川筋漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第8号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、あまご、にじます、いわな、こい、うなぎ、ふな、おいかわ及びうぐいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

### (遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭、郵送又はオンラインシステムによりしなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第14条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第9条第1項または第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

### (キャッチアンドリリース区間の設置)

第3条 次の表のア欄に掲げる魚種は、イ欄に掲げる区域でウ欄に掲げる期間において、採捕した魚を所持し、又は販売を行うことはできず、採捕した場で再放流しなければならない。

| ア 魚種        | イ 区域                  | ウ 期間          |
|-------------|-----------------------|---------------|
| あまご、いわなにじます | 東谷川の初鹿谷との合流から上流岩井谷橋まで | 2月1日から9月30日まで |

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

### (漁具・漁法の制限)

第4条 遊漁による漁具・漁法は、手釣・竿釣（餌釣、毛針釣、ルアー釣、フライ釣、友釣り、ガリ（どぼんこ）、籠釣、但し、船釣を除く。）・たも網・もり（ひし・やす）・たぐりに限るものとし、次の表の左欄の漁具・漁法は、それぞれ右欄の規模の範囲内でなければならない。

| 漁具・漁法 | 規 模                    |
|-------|------------------------|
| あゆ友釣り | 針数の制限は4本以内、逆さ針より15cm以内 |
|       | リールの使用は禁止（但し、一部区間で使用可） |
| あゆ毛針釣 | 針数は7本以内                |
| たも網   | たも網の口径は40cm以下          |

|                                              |                             |
|----------------------------------------------|-----------------------------|
| ガリ（どぼんこ）                                     | ワイヤ製糸の使用禁止                  |
| （キャッチアンドリリース区間）<br>あまご、いわな、にじます<br>ルアー釣、フライ釣 | カエシの無い（バーブレス）シングルフック 1 本の竿釣 |

2 前項に規定する漁具・漁法のうち次の表の左欄の漁法は、それぞれ中欄の区域において右欄の期間はこれを行ってはならない。

| 漁具・漁法            | 区域                                             | 禁止期間                     |
|------------------|------------------------------------------------|--------------------------|
| ガリ（どぼんこ）         | 根尾川の大野橋上流端から山口用水堰堤下流端下流 270 メートルまで             | 1 月 1 日から 12 月 31 日迄（周年） |
|                  | 根尾川の本巢市山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで                   |                          |
|                  | 根尾川の管瀬川合流点から上流木知原鉄橋下流端まで                       |                          |
|                  | 根尾川の神坂ポンプ小屋前から樽見鉄道伊ノ前鉄橋下流端まで                   |                          |
|                  | 上段の 4 区域を除く金原ダムより下流の区域                         | 1 月 1 日から 9 月 30 日迄      |
|                  | 東谷川の樽見堰堤から上流板屋堰堤まで                             | 1 月 1 日から 12 月 31 日迄（周年） |
|                  | 東谷川の板屋谷川との合流から上流跡路橋まで                          |                          |
|                  | 根尾川の開運橋から上流西谷川の淡墨橋より上流 300 メートルまでと、東谷川市場橋下流端まで |                          |
|                  | 上段の 3 区域を除く金原ダムより上流の区域                         | 1 月 1 日から 8 月 31 日迄      |
| あゆの餌釣・籠釣         | 全区域                                            | 1 月 1 日から 8 月 15 日迄      |
| もり（ひし・やす）<br>たくり | 全区域                                            | 1 月 1 日から 8 月 15 日迄      |

3 第 1 項で規定するあゆ友釣りににおいてリールを使用できる区域は次の区域とする。

|                                                   |
|---------------------------------------------------|
| 根尾川大橋から上流山口用水堰堤下流端から下流 270 メートル下流まで（組合が定めて公表する期間） |
| 東谷川の樽見堰堤から上流板屋堰堤までと板屋谷川との合流から上流跡路橋まで              |
| 金原ダムより上流域（8 月 13 日から 12 月 31 日迄）                  |

#### （遊漁期間）

第 5 条 次の表の左欄の魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄の期間内で行わなければならない。

| 魚 種        | 期 間                                            |
|------------|------------------------------------------------|
| あ ゆ        | 5月11日から12月31日迄の間で組合が定めて公表する期間                  |
| にじます       | 1月1日から12月31日迄                                  |
| こ い        |                                                |
| うなぎ        |                                                |
| ふ な        |                                                |
| おいかわ       |                                                |
| うぐい        | 6月1日から翌年3月31日迄、但し、根尾川山口用水堰堤から下流は、1月1日から12月31日迄 |
| あまご<br>いわな | 2月1日から9月30日迄の間で組合が定めて公表する期間                    |

2 前項の公表は、この組合の掲示板及び組合が委託する遊漁取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

### (禁止区域)

第6条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄の区域内においては、それぞれイ欄の期間中は、ウ欄の魚種を対象として遊漁をしてはならない。

| ア 区 域                                  | イ 期 間          | ウ 魚 種 |
|----------------------------------------|----------------|-------|
| 根尾川の下座倉堰堤（第5床固）下流端から上流50メートルまでの区域      | 4月1日から6月第3土曜日迄 | 全魚種   |
| 根尾川の下磯東堰堤（第6床固）下流端から上・下流各50メートルまでの区域   | 〃              | 〃     |
| 根尾川の海老堰堤下流端から上・下流各50メートルまでの区域          | 〃              | 〃     |
| 根尾川の藪川橋堰堤下流端から上・下流各50メートルまでの区域         | 〃              | 〃     |
| 根尾川の数屋西堰堤（第7床固）下流端から上・下流各50メートルまでの区域   | 〃              | 〃     |
| 根尾川の高屋西堰堤（第8床固）下流端から上・下流各50メートルまでの区域   | 〃              | 〃     |
| 根尾川の山口用水堰堤上流端90メートル、下流端から下流270メートルの間   | 〃              | 〃     |
| 根尾川の赤石堰堤上・下流各50メートルまでの区域               | 〃              | 〃     |
| 根尾川の神海堰堤上・下流各50メートルまでの区域               | 〃              | 〃     |
| 根尾川の大野橋上流堰堤（第4床固）下流端から上・下流各50メートルまでの区域 | 〃              |       |

|                                                       |                           |   |
|-------------------------------------------------------|---------------------------|---|
| 根尾川の更地堰堤（第3床固）下流端から上・下流各50メートルまでの区域                   | 〃                         |   |
| 根尾川の金原発電所堰堤上流110メートル・下流600メートルまでの区域                   | 4月1日から9月30日迄              | 〃 |
| 根尾川の右岸揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼と本巣市神海を結ぶ中部電力高圧線上流100メートル・下流50メートル区間 | 1月1日から12月31日迄             | 〃 |
| 明谷川の湯ノ子公園から下流新井水湖までの区域                                | 〃                         | 〃 |
| 瑞穂市大月字藤森25の1地先から下流鷺田橋までの間                             | 9月1日から10月31日迄             | 〃 |
| 根尾川の黒津橋より越波谷と大河原谷の合流点の間                               | 4月1日から5月31日迄              | 〃 |
| 根尾川のタカの巣禁漁区標識より上・下流各100メートルの区域                        | 〃                         | 〃 |
| 三水川の三水橋から下流稻荷橋までの区域                                   | 12月1日から5月31日迄<br>(網のみ禁止)  | 〃 |
| 瑞穂市大月藤森25-1地先から同中宮江東379-1地先までの区域                      | 9月15日から10月31日迄<br>(網のみ禁止) | 〃 |
| 糸貫川モレラ岐阜前の都築橋から下流全域の区域                                | 1月1日から12月31日迄<br>(網のみ禁止)  | 〃 |
| 本巣市下真桑1415-1地先から真正町民センター西のひ門まで760メートルの区域              | 〃                         | 〃 |
| 小鹿谷（東谷川との合流点から上流全域）                                   | 1月1日から12月31日迄             | 〃 |

### (釣り専用区)

第7条 次の表のア欄の区域においては、イ欄の間中は、ウ欄の以外の漁具・漁法で遊漁をしてはならない。

| ア 区 域                            | イ 期 間                | ウ 漁法・漁具                    |
|----------------------------------|----------------------|----------------------------|
| 根尾川の大野橋上流端から山口用水堰堤下流端下流270メートルまで | 組合が定めて公示する期間         | 鮎の友釣・毛針釣・ルアー釣<br>雑魚の餌釣・毛針釣 |
| 根尾川の本巣市山口妙連水量計上流端から赤石堰堤下流端まで     | 組合が定めて公示する日から10月15日迄 | 〃                          |
| 根尾川の管瀬川合流点から上流樽見鉄道木知原鉄橋下流端まで     | 組合定めて公示する日から9月30日迄   | 〃                          |

|                                                                         |                      |                                       |
|-------------------------------------------------------------------------|----------------------|---------------------------------------|
| 根尾川の右岸揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字淀口831-3と、本巢市神海1648-2地先とを結ぶ線の下流50メートルから神坂ポンプ小屋前まで      | 組合が定めて公示する日から10月15日迄 | 〃                                     |
| 根尾川の右岸揖斐郡揖斐川町谷汲岐礼字淀口831-3と、本巢市神海1648-2地先とを結ぶ線の上流100メートルから樽見鉄道伊ノ前鉄橋下流端まで | 〃                    | 〃                                     |
| 根尾川の開運橋から上流西谷川の淡墨橋より上流300メートルまでと、東谷川市場橋下流端まで                            | 組合が定めて公示する日から9月30日迄  | 〃                                     |
| 根尾川の藪川橋上流端より上流高屋西堰堤まで                                                   | 組合が定めて公示する日から4月30日迄  | 雑魚のルアー釣・フライ釣                          |
| 東谷川の樽見堰堤から上流板屋堰堤まで                                                      | 組合が定めて公示する期間         | 鮎の友釣・ルアー釣                             |
| 東谷川の板屋堰堤から上流全域                                                          | 〃                    | 鮎の友釣・毛針釣<br>雑魚の餌釣・毛針釣<br>雑魚のルアー釣・フライ釣 |
| 東谷川の板屋谷川との合流から上流跡路橋まで                                                   | 〃                    | 鮎の友釣・毛針釣・ルアー釣・雑魚の餌釣・毛針釣・雑魚のルアー釣・フライ釣  |
| 西谷川の黒津堰堤から上流全域                                                          | 〃                    | 鮎の友釣・毛針釣<br>雑魚の餌釣・毛針釣<br>雑魚のルアー釣・フライ釣 |
| 東谷川の初鹿谷との合流から上流岩井谷橋まで                                                   | 2月1日から9月30日迄         | 雑魚のルアー釣・フライ釣                          |

(全長制限)

第8条 次の表の左欄の魚種は、それぞれ右欄の全長未満のものを採捕してはならない。

| 魚 種 | 全 長         |
|-----|-------------|
| あまご | 全長15センチメートル |
| いわな | 全長15センチメートル |

|     |               |
|-----|---------------|
| こ い | 全長 20 センチメートル |
| うなぎ | 全長 30 センチメートル |
| ふ な | 全長 6 センチメートル  |
| うぐい | 全長 10 センチメートル |

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は次のとおりとする。

| 魚 種                                                            | 漁具・漁法           | 遊漁料    |         | 現場加算料  |
|----------------------------------------------------------------|-----------------|--------|---------|--------|
|                                                                |                 | 日釣券    | 年 券     |        |
| あゆ                                                             | 手釣・竿釣<br>もり・たくり | 3,000円 | 11,000円 | 3,000円 |
| あまご、いわな、<br>こい、うなぎ、<br>ふな、おいかわ、<br>うぐい、にじま<br>す(以下「雑魚」<br>という) | 手釣・竿釣<br>たも網    | 1,150円 | 6,600円  | 1,150円 |
| あゆ・雑魚共通                                                        | 手釣・竿釣           | —      | 17,600円 | —      |

2 前項の規定にかかわらず、次の表に掲げる者の遊漁料は次のとおりとする。ただし、小学生以下を除き減免を受けようとする者はこれを証する手帳・書類等を提示しなければならない。

| 魚 種 | 区 分                           | 遊 漁 料  |        | 現場加算料  |
|-----|-------------------------------|--------|--------|--------|
|     |                               | 日 釣    | 年 釣    |        |
| あ ゆ | 心身障がい者(身体障がい者手帳又は療育手帳の所持者)、女性 | 1,150円 | 5,500円 | 3,000円 |
|     | 高校生以下                         | 無 料    | 無 料    | —      |
| 雑 魚 | 心身障がい者(身体障害者手帳又は療育手帳の所持者)、女性  | 750円   | 3,300円 | 1,500円 |
|     | 高校生以下                         | 無 料    | 無 料    | —      |

|         |                              |     |        |   |
|---------|------------------------------|-----|--------|---|
| あゆ、雑魚共通 | 心身障がい者（身体障害者手帳又は療育手帳の所持者）、女性 | —   | 8,800円 | — |
|         | 高校生以下                        | 無 料 | 無 料    | — |

- 3 遊漁料は、組合の指定する遊漁証取扱所、又は組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）で納付しなければならない。ただし、日釣による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。この場合には、第1項及び第2項に規定する現場加算料をあわせて納付するものとする。
- 4 前項に規定する指定遊漁証取扱所は、組合の掲示板に掲示するほか、遊漁証取扱所には「遊漁証取扱所」の標札を掲げるものとする。

#### （特定釣漁場）

第10条 前条の規定にかかわらず、組合が、次の表のア欄の区域において、イ欄の魚種を対象に、ウ欄の期間開設する特定釣漁場において遊漁しようとする場合には、エ欄の料金を組合が指定する場所において納付しなければならない。

| ア. 区域                             | イ. 魚種    | ウ. 期間        | エ. 料金                                                                                                                                             |
|-----------------------------------|----------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 根尾川の谷汲山大橋下流端下流40mから下流300mまでの右岸側派川 | あまご、にじます | 組合が定めて公示する期間 | 来場者に合わせて魚を1人1kg放流<br>ただし、半日の場合には1人0.5kg放流<br>大人 1人3,800円（半日2,700円）<br>女性・高校生 1人2,500円（半日2,000円）<br>中学生 1人2,000円（半日1,300円）<br>小学生 1人1,000円（半日700円） |

#### （遊漁承認証に関する事項）

第11条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。）を遊漁者に交付するものとする。

- （1）承認を受けた者の氏名、住所
- （2）承認期間
- （3）魚種
- （4）漁具・漁法
- （5）遊漁区域



- (6) 遊漁料の額
  - (7) 注意事項
  - (8) その他参考となるべき事項
  - (9) 発行者名
- 2 前項(1)に規定する事項は、日釣遊漁承認証においてこれを省略することができる。
  - 3 遊漁承認証の交付は、第9条第3項に規定する場所、組合が指定するオンラインシステム又は漁場監視員において行うものとする。
  - 4 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

#### (遊漁に際し守るべき事項)

- 第12条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁承認証を携帯できない場合は、遊漁承認証を表示したオンラインシステムの画面又は写しを提示しなければならない。
- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
  - 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
  - 4 遊漁者は、組合が漁業法(昭和24年法律第267号)に基づく報告等を行う採捕量の調査等に協力するものとする。

#### (漁場監視員)

- 第13条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。
- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。
    - (1) 氏名
    - (2) 有効期間
    - (3) 注意事項
    - (4) その他必要な事項
    - (5) 発行者名

#### (違反者に対する措置)

- 第14条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

#### (附 則)

この規則は、令和6年 1月 1日から施行する。

#### (附 則)

この規則は、令和 7 年 5 月 3 0 日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項及び第 2 項の表の改正は令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

**(附 則)**

この規則は、令和 7 年 7 月 1 5 日から施行する。ただし、第 9 条第 1 項及び第 2 項の表の改正は令和 8 年 1 月 1 日から施行する。